

明治大学生のための

障がい学生支援  
あんない



# 目次

## 1 障がい学生支援ってなに？ . . . . . 03

- 1 合理的配慮ってなんだろう？ . . . . . 04
- 2 建設的対話ってなんだろう？ . . . . . 06
- 3 社会的障壁・障がいの社会モデルってなんだろう？ . . . . . 07
- 4 明治大学の障がい学生支援体制ってどうなっているの？ . . . . . 08

## 2 障がい学生支援の流れ . . . . . 10

- 1 まずは相談してみよう！ . . . . . 10
  - 相談窓口
  - 学生サポーターについて
- 2 障がい学生支援の流れを紹介するその前に . . . . . 11
- 3 障がい学生支援申請の流れ . . . . . 12
- 4 障がい学生支援における紛争の防止・解決における体制 . . . . . 16
- 5 障がい学生支援における災害対策 . . . . . 16

## 3 支援事例～こんな支援を受けました！～ . . . . . 17

- 1 視覚障がい . . . . . 17
- 2 聴覚障がい . . . . . 19
- 3 肢体不自由 . . . . . 20
- 4 病弱・虚弱 . . . . . 21
- 5 精神障がい . . . . . 22
- 6 発達障がい . . . . . 24

## はじめに

明治大学では、明治大学障がい学生支援に関する規程<sup>(※1)</sup>及び基本方針<sup>(※2)</sup>のもとで、大学全体で障がい学生支援に取り組んでいます。

こうした規程や基本方針は、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）等の法令や、文部科学省の対応指針等<sup>(※3)</sup>に基づき、策定されています。

# 明治大学では、「障害」の表記を

# 「障がい」としています。



※法律名や引用文等に関しては、障害と表記しています

※1 明治大学障がい学生支援に関する規程  
<https://www.meiji.ac.jp/learn-s/ssg/kitei.html>



※2 明治大学障がい学生支援基本方針  
<https://www.meiji.ac.jp/learn-s/ssg/basicpolicy.html>



※3 ◆文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」  
（以下、文科省検討会第一次まとめ）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)



◆文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」  
（以下、文科省検討会第二次まとめ）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)



◆文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」  
（以下、文科省検討会第三次まとめ）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext\\_01732.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html)



◆文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正）（以下、文科省対応指針）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/mext\\_02599.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html)



# 1 障がい学生支援ってなに？

## 目的

障がい<sup>(※1)</sup>のある学生が、障がいのない学生と平等に教育研究その他の活動を営むことのできる環境を整備し、修学の機会均等を確保することが、障がい学生支援の目的です。



そのために…

### 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、本学における教育研究活動について、機会の提供を拒否すること、提供にあたり場所・時間帯等を制限すること、障がいのない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障がいのある学生の権利利益を侵害することを禁止しています。

### 合理的配慮の提供

障がいのある学生から、社会的障壁<sup>(※2)</sup>の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去すべく、合理的配慮を提供しています。

障がい学生支援とは、定められた手続きに沿って、大学と障がい学生の建設的な対話を経て、合理的配慮（修学上の支援）を提供することです。

## 用語の説明



※1 障がい……身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態

※2 社会的障壁……障がいのある学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであって、本大学における教育研究活動を営む上で障壁となるようなもの

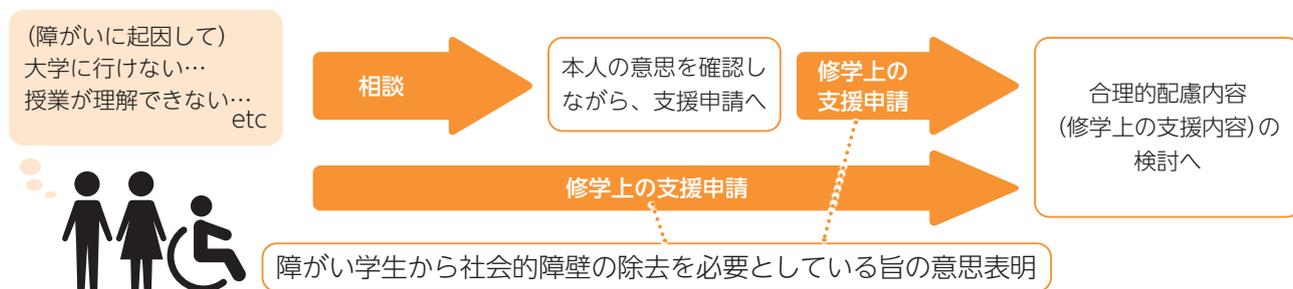
（明治大学障がい学生支援に関する規程より抜粋）

# 1 合理的配慮ってなんだろう？

本学では、合理的配慮について明治大学障がい学生支援に関する規程第2条に、「本大学における教育研究活動において、障がいのある学生が、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。」と、定義しています。

本学では、法令及び規程等に則り、**障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、修学上における社会的障壁の除去に向けて合理的配慮を検討し、提供することになっています。**

※本学では、「合理的配慮内容」を「(障がい学生における) 修学上の支援内容」と表記する場合があります。



## ポイント

下の図は、合理的配慮を考える際に、よく使用されるイメージ図です。合理的配慮とは、障がい学生にとっての社会的障壁（図の“壁”）を取り除くため調整（図の“踏み台”）を行うことです。

障がい学生に対して、合理的配慮を提供する目的は、障がい学生がその他の学生と同等の機会の提供を受けることができるようにすることです。

次ページ以降では、こうした合理的配慮の内容を検討する際に必要な事項を記載します。



明治大学では障がいの有無を問わず、全ての学生の修学上において社会的障壁がない状態を目指しています！

# 1 合理的配慮ってなんだろう？

## 合理的配慮の7要素

文科省検討会第三次まとめでは、『合理的配慮は、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害のある学生の個々の必要に応じ、**過重な負担を伴わず**、**社会的障壁を除去**し、障害のある学生の**意向を十分に尊重**し、大学等の**本来の業務に付随**し、障害のある学生の**機会を平等**にするもので、事柄の**本質を変更しないもの**をいう』と示されています。

この点を踏まえた上で、本学では、合理的配慮内容を検討する上で、独立行政法人日本学生支援機構「紛争の防止・解決等のための基礎知識」に記載されている以下の7つの要素を踏まえることとしています。

①	個々のニーズ	同じ障がいであっても、現出する社会的障壁は千差万別です。丁寧に建設的対話を重ねて、個別に検討をしていきます。
②	社会的障壁の除去（の実施）	社会的障壁を取り除くことで、障がい学生が、その他の学生と同じスタートラインに立ち、教育・研究の機会を平等に得ることができます。
③	（大学側の）非過重な負担	過重な負担については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断することが必要です。
④	意向の尊重	合理的配慮（修学上の支援）は、一律にその内容を決定することではありません。障がい学生の意向を尊重した内容とするためにも、建設的対話が重要です。
⑤	本来業務付随	大学の教育・研究とは関係のない、学生のプライベートにおいて必要な配慮は、対象外となります。
⑥	機会平等	障がい学生がその他の学生と同等の機会の提供を受けることができるようにすることです。
⑦	本質変更不可	合理的配慮は、学生間の機会平等を実現するものであり、教育の本質を変更するものではありません。

参考：独立行政法人日本学生支援機構 [https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_kaiketsu/kiso/kiso1\\_4.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/kiso/kiso1_4.html)

### 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申請があった場合に、「デジタル機器の使用を認めた**前例がない**」という理由で、**必要な調整を行うことなく、一律に対応を断りました。**
- 授業等において、視聴覚障がい学生からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった際に、事前の座席確保等の**対応を検討せずに「特別扱いはできない**」という理由で**一律に対応を断りました。**
- キャンパス内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「**何かあったら困る**」という**抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず**、支援を断りました。
- 障がい学生が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など**代替施設を検討することなく、「専用の設備がない**」という理由で対応を断りました。



### 合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例

- 医療的ケアを必要とする学生が体調不良のため**登校できない場合**に、医療的ケア看護職員に**家庭での個別の体調管理を依頼**する等、**事業の一環として行っていない業務**の提供を保護者等から求められた場合に、**その提供を断りました。**（必要とされる範囲で**本来の業務に付随するものに限られること**の観点）
- 図書館等において、**混雑時に視聴覚障がい学生から教職員等に対し、館内を付き添って利用の補助**を求められた場合に、混雑時のため**付添いはできないが、教職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案**しました。（**過重な負担（人的・体制上の制約）**の観点）
- 発達障がい等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（**卒業要件を変更して単位認定をしてほしい**）と要望された場合、**受講方法の調整等の支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマポリシー等に照らし、教育の目的・内容・評価の本質的な変更にとの判断から、当該対応を断りました。**（**事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと**の観点）

※上記はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するかどうかについては、個別の事案ごとに判断することが必要です。  
参考：文科省対応指針

## 2 建設的対話ってなんだろう？

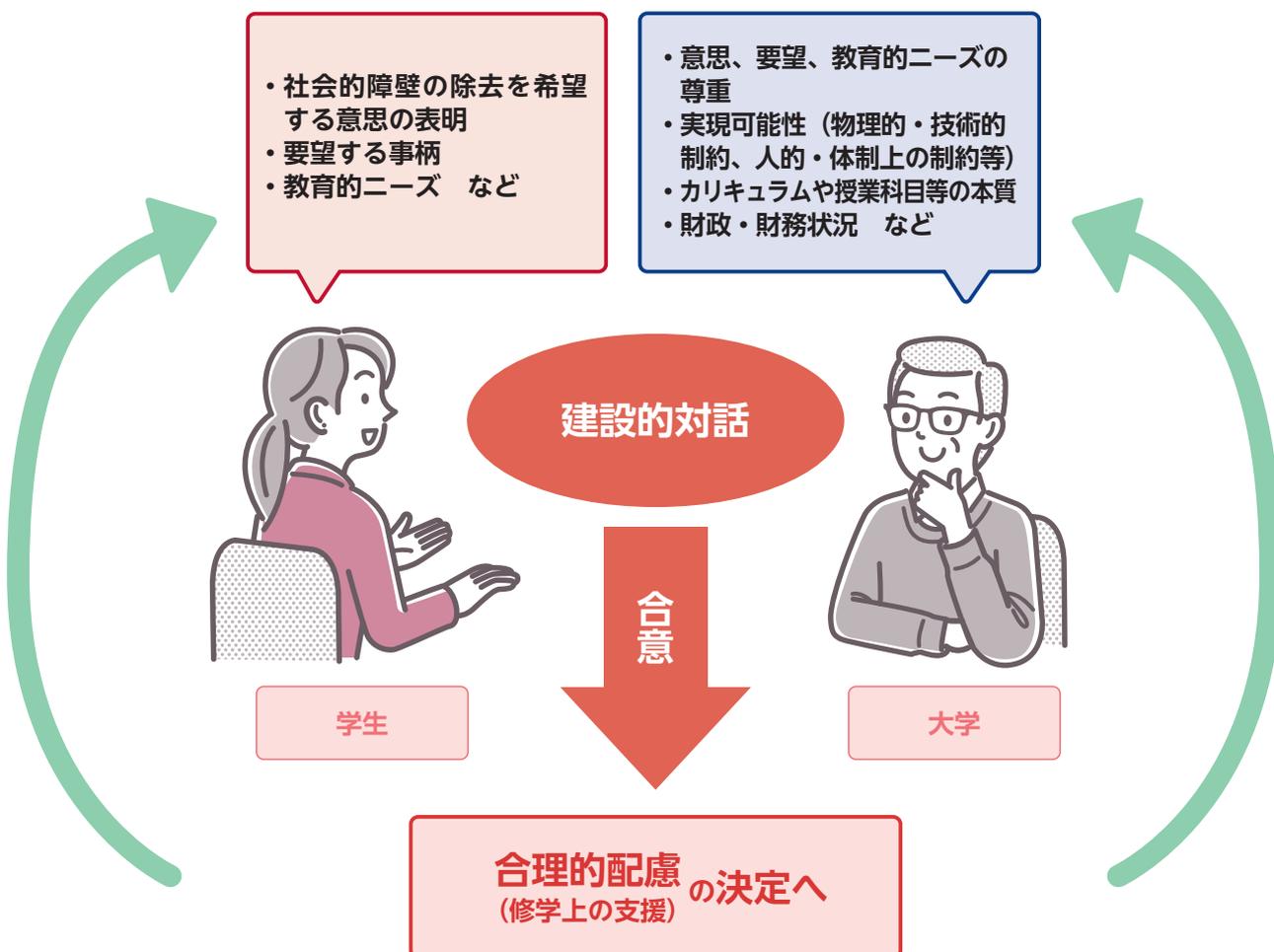
建設的対話とは、「障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い」のことです（参考：文科省検討会第三次まとめ）。

合理的配慮の7要素には、「個々のニーズ」や「意向の尊重」があり、障がい学生支援の原則として、障がい学生本人の意思や要望を尊重することが挙げられます。

一方で、「本質変更不可」や「(大学側の) 非過重な負担」のように、大学側として遵守すべき事項もあります。

このようなことから、合理的配慮内容を検討していく上で、障がい学生と大学側がお互いの現状を共有・認識し、双方にとってより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い、つまり建設的対話が必要不可欠となっています。

その上で、障がい学生の要望通りの配慮の提供が困難だと感じた場合には、その理由を丁寧に説明し、建設的対話と相互理解を深め、目的に応じた同等の効果が得られる代替手段を見つけられるよう、障がい学生本人とともに検討をしていきます。



# 3 社会的障壁・障がいの社会モデルってなんだろう？

## 社会的障壁とは

社会的障壁とは『障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの』（障害者差別解消法第2条2）であり、これを除去することが大学に求められています。



“障がいのない大多数の人を前提に作られた社会の仕組み”が原因となっているとも考えられるね

## 障がいの「社会モデル」とは

### 障がいの「社会モデル」

障がいを個人の心身の機能の障がいだけでなく、社会的な制約等の環境との関係として捉え、そうした社会的な障壁を取り除くことで解決できるとするもの（障がいとは、個人と社会の諸要因の相互作用によって決まる相対的なものであるという考え方）。

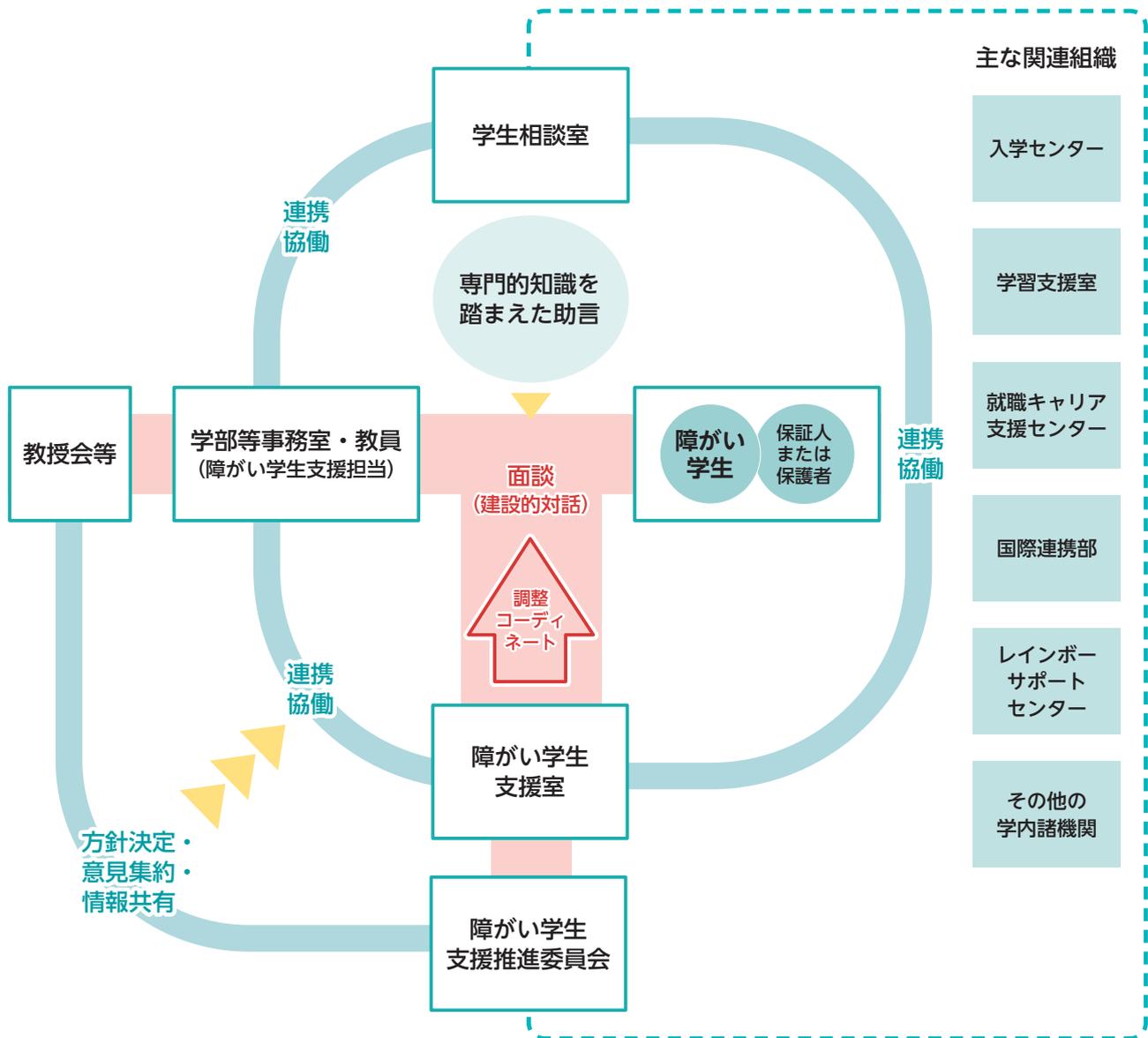
### 障がいの「医学モデル」

障がいという状態は、疾病や外傷等により個人に生じた問題としてとらえ、専門職による治療等の医療を必要とするもの。



# 4 明治大学の障がい学生支援体制って どうなっているの？

## 関連組織と役割



## 4 明治大学の障がい学生支援体制って どうなっているの？

関連組織（機関）	障がい学生支援における修学上の支援の主な役割
学部等事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 修学上の支援申請の受付窓口</li> <li>◆ 障がい学生との面談(建設的対話)設定等の、修学上の支援内容(合理的配慮内容)検討から実施に至るまでの手続きに係ること</li> <li>◆ 相談窓口(規程第8条)</li> </ul>
教授会等	◆ 修学上の支援内容(合理的配慮内容)の決定や実施における責任の主体
教授会等の委任を受けた当該学部等の会議体等	◆ 修学上の支援内容(合理的配慮内容)の検討
障がい学生支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい学生支援のコーディネート(調整) ⇒ 障がい学生の修学上の支援内容(合理的配慮内容)が、関係者間での建設的対話を経て合意が得られるよう、関係者への助言等を行い、スムーズな調整を支援する。</li> <li>◆ 障がい学生支援推進委員会事務局 ⇒ 本学における障がい学生支援全体のとりまとめを行うとともに、障がい学生支援における企画立案・実施等を担う。</li> <li>◆ 相談窓口(規程第8条)</li> </ul>
障がい学生支援推進委員会	◆ 本学における障がい学生支援の推進に関わる重要事項の審議(規程第9条)
学生相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学生の学業、日常生活及び心的諸問題についての相談対応(明治大学学生相談室規程第3条)</li> <li>◆ 上記相談対応を通して、障がい学生支援における修学上の支援の必要性が認められる場合は、支援申請へと繋げる(連携・協働)</li> <li>◆ 上記相談対応を通して、障がい学生支援における情報共有が必要な場合の助言</li> <li>◆ 学生相談室を既に利用している障がい学生の修学上の支援内容(合理的配慮内容)検討及び実施に際する、関係諸機関への障がいに関する専門的知識を踏まえての助言(※)</li> <li>◆ 相談窓口(規程第8条)</li> </ul>

※障がいに関する専門的知識を踏まえての助言は、学生相談室の、精神科医・カウンセラーの意見書を想定

関連組織（機関）	障がい学生支援における修学上の支援の主な役割
入学センター	◆ 受験上の配慮に関する対応
学習支援室	◆ 障がい学生に対する学習支援の実施
就職キャリア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多様な障がい学生に対する就職キャリア支援の実施</li> <li>◆ 就職相談対応を通して、障がい学生支援における修学上の支援の必要性が認められる場合は、支援申請へと繋げる(連携・協働)</li> </ul>
国際連携部	◆ 留学(派遣・受入)において障がい学生支援が必要な場合の連携・協働
レインボーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多様な性に関する相談・助言(明治大学レインボーサポートセンター規程第2条)</li> <li>◆ 上記相談・助言を通して、障がい学生支援における修学上の支援の必要性が認められる場合は、支援申請へと繋げる(連携・協働)</li> </ul>
その他学内諸機関	◆ 障がい学生支援に関連する事項の検討

## 2 障がい学生支援の流れ

### 1 まずは相談してみよう！

障がい学生支援って何だろう、支援を受けられるのかな、など、気になることや悩むことがあったら、まずは相談してみましょう。



※1 障がい学生支援室はこちら

<https://www.meiji.ac.jp/learn-s/ssgg/index.html>



※2 所属学部等事務室の問い合わせ先一覧はこちら

<https://www.meiji.ac.jp/koho/information/inquiry/>



※3 学生相談室は、学生が抱えるさまざまな問題に対応するために、学生みなさんの訴えに耳を傾け、みなさんと一緒に最良の解決をめざす、大学の一機関です。

<https://www.meiji.ac.jp/soudan/>



#### 学生サポーターについて



障がい学生を支援するのは、教職員のみならず明治大学の学部生・大学院生も含まれます。一人ひとりの心がけ・声かけ・手助けが、障がい学生にとって、非常に大きな支えとなります。学生間ではピア・サポートの理念を大切にしています。

また、本学では有償ボランティアである学生サポーターを随時募集しています。学生サポーターは、障がい学生支援室と連携し、サポート活動に取り組みます。



#### 学生サポーターの詳細についてはこちら

[https://www.meiji.ac.jp/learn-s/ssgg/student\\_affairs\\_group.html](https://www.meiji.ac.jp/learn-s/ssgg/student_affairs_group.html)



#### ピア・サポートとは

ピア (peer) とは「仲間」、サポート (support) は「支援」という意味です。同じ大学に所属する学生が相互に助け合い、課題の解決を図る活動です。この活動は、「誰もが成長する力を持っている」「誰もが自分で解決していく力を持っている」「人は実際に人を支援する中で成長する」「誰もが他者をサポートできる存在であり、サポートを受ける存在である」という考え方に基づいています。

## 2 障がい学生支援の流れを紹介するその前に

支援申請する前に、以下のポイントを必ず確認してください！

### ポイント



#### ★障がい学生支援は修学上の支援です

本学の障がい学生支援における合理的配慮の提供は、修学上の支援となっています。

#### ★合理的配慮は、その性質上、個別的性格となっています

同じ障がいであっても、所属学部や履修している科目、その時の状況等によって、配慮内容は異なります。「この障がいにはこの配慮」「前にこうした対応をとったので」と定型的に決定してしまうことは避けなければなりません。

#### ★合理的配慮（修学上の支援）内容の検討から支援の実施までには時間を要します

障がい学生支援における合理的配慮（修学上の支援）内容は、その性質上、検討から支援の実施まで約1か月を要します。

#### ★申請の時期（タイミング）によって、合理的配慮（修学上の支援）内容は変わります

支援の実施まで約1か月を要することから、申請の時期が学期末に近づくほど、当該学期における合理的配慮（修学上の支援）内容として検討できる内容が少なくなってしまいます。もちろん、いつでも申請することは可能ですが、建設的対話を通して、学生側と大学側が相互に理解を深めながら、合理的配慮（修学上の支援）内容を検討していく流れには変わりはありません。

#### ★合理的配慮（修学上の支援）の提供のタイミング

合理的配慮（修学上の支援）の提供は、支援内容が決定し、当該内容が各科目担当教員に情報共有された時点から始まります。

#### ★受験上の配慮と修学上の支援について

受験上の配慮と修学上の支援は、それぞれ本質が異なるため、受験上の配慮がそのまま修学上の支援とはなりません。入学後、障がい学生支援の流れに沿い、面談（建設的対話）を通して、合理的配慮（修学上の支援）内容を決定します。

※受験上の配慮内容は、修学上の支援を決定する際の参考となります。



### 最後に

“1 合理的配慮ってなんだろう？”（P.4～P.5）でも紹介しましたが、障がい学生に対して、合理的配慮を提供する目的は、**障がい学生がその他の学生と同等の機会の提供を受けることができるようにすること、全員が同じスタートラインになるようにするため調整をすることです。「欠席した分を取り消すこと」や「成績・評価基準を下げること」ではありません。**大学生活は社会に出る前の準備期間でもあります。学生自身が自分の障がいや困難なことを理解し、その上で必要とする配慮は何であるかを学生が自分自身で決定し、表明できるよう導くための教育（セルフアドボカシーの力を身につけられる教育）も重要です。

## 3 障がい学生支援申請の流れ



STEP  
1

### 修学上の支援申請の受付

詳細は  
P.13 へ

所属する学部等にて支援申請を受付けます。



STEP  
2

### 面談（建設的対話）

詳細は  
P.14 へ

障がい学生支援において非常に重要なステップとなります。本面談で修学上の支援（合理的配慮）内容の原案を作成します。



STEP  
3

### 修学上の支援（合理的配慮） 内容の決定及び障がい学生へ通知

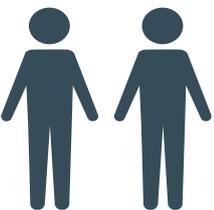
面談を通して作成した内容を決定し、当該配慮内容を障がい学生へ通知します。



STEP  
4

### 配慮依頼文書の発行

決定した内容を記載した文書を、実際に配慮を提供（支援を実施）する各科目担当教員へ通知します（障がい学生支援室にも共有）。



STEP  
5

### 修学上の支援の実施（合理的配慮の提供）

各科目担当教員は、配慮依頼文書に基づき、各科目において、修学上の支援を実施します（合理的配慮の提供）。



STEP  
6

### モニタリングの実施

詳細は  
P.15 へ

支援の実施後、問題がないかどうかの確認を行い、必要に応じて面談（建設的対話）を実施します。

# STEP 1

## 修学上の支援申請の受付



### ★必要書類について

- ① 修学上の支援申請フォームの入力
- ② 障がい者手帳（写し）または診断書の提出  
症状が多岐にわたり、症状ごとに診断が分かれる場合は、それぞれの診断書の提出を原則とします。

診断書について（継続申請の場合）

- ・年度最初の申請学期は、診断書の提出を必須とします。
- ・秋学期の継続申請は、症状や診断名等に変更がない場合は、提出不要とします。

★支援申請はこちら↓

<https://forms.office.com/r/ehJNgykWsM>



### チェック

★本学の障がい学生支援においては、障がい学生の状況を適切に把握するため、障がい者手帳または診断書の提出を必須とします。しかし、それらの取得に時間がかかる場合や、事情により提出が困難な場合もあります。そのような場合は、以下のとおりとします。

#### ① 時間はかかるが提出ができる場合

⇒後日の提出とし、支援の流れを進めます。その際は、支援の流れのSTEP2に該当する面談（建設的対話）において、障がいに関するヒアリングを行い、状況の適切な把握に努めます。

#### ② なんらかの事情により提出が困難な場合

⇒標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等（文科省検討会第二次まとめより抜粋）をもって、支援の流れを進めます。その際、支援の流れのSTEP2に該当する面談（建設的対話）において、障がいに関するヒアリングを行い（提出が困難な理由を含む）、状況の適切な把握に努めます。

### ポイント



相談や支援申請は、“早め”が肝心！！

“2 障がい学生支援の流れを紹介するその前に”（P.11）でも紹介しましたが、申請の時期（タイミング）によって、修学上の支援（合理的配慮）内容は変わります。それは、修学上の支援（合理的配慮）は、申請から実施までに時間を要するからです。困りごとに気が付いたら、『早めに相談』『早めに申請』をすることが重要です。

※支援申請は通年で受付けています。

STEP  
2

# 面談(建設的対話)

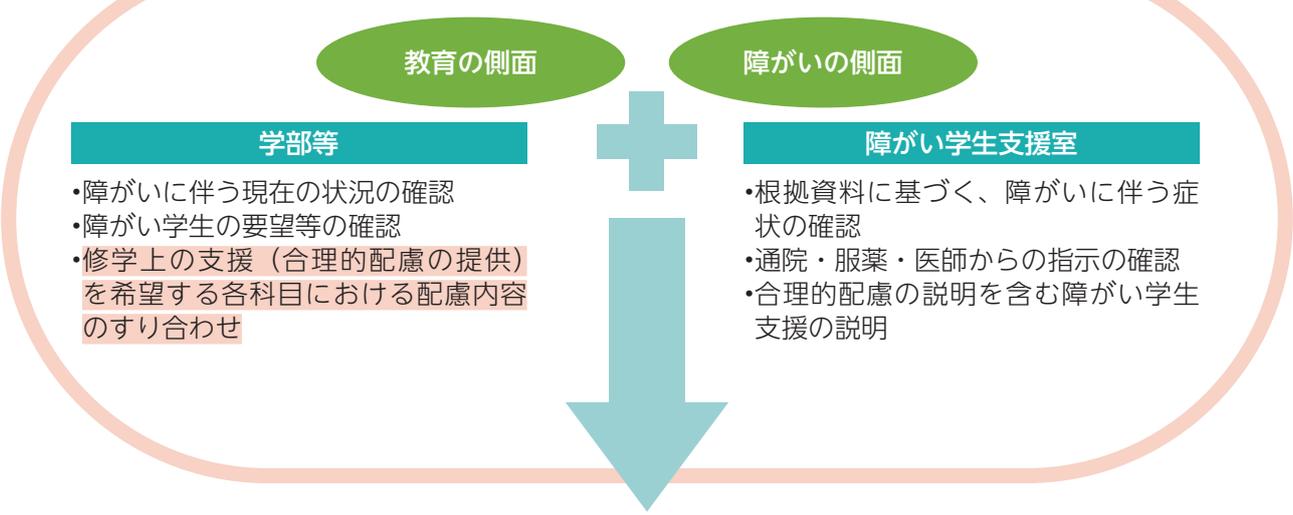
対面でもオンラインでも可能です！

障がい学生支援において、面談（建設的対話）は非常に重要なステップになります。面談の実施においては、以下の形式を原則とします。

**新規申請時 ⇨ 初回面談は原則必須とします。**



## 面談における主な確認事項



### 継続申請時

面談は必須とします。しかし、以下の場合においては、個別的に柔軟な対応をすることで、迅速な支援の実施に繋げることとします。

障がい学生から、①症状や診断名等が変わらず、②配慮内容も変更しなくてよい、旨の意思表示が得られた場合、面談を実施せずに、支援の流れを進めるができます。



- ★上記①及び②について、障がい学生の意思表示を得たことを、面談記録として残すこととします。また、当該取扱いとしたことを障がい学生支援室と共有します。
- ★学年が上がるときに、継続して支援申請を提出する場合は、カリキュラム上で合理的配慮(修学上の支援)の内容を再検討する必要がある出てくることもあります。その際は、原則どおり面談を実施します。

## STEP 6

# モニタリングの実施

修学上の支援（合理的配慮の提供）実施後、支援内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、障がい学生に対してモニタリングを実施します。モニタリングにより、支援の見直しが必要であることが判明した場合は、面談（建設的対話）を実施し、内容の再調整を行います。



## チェック

面談（建設的対話）を通して、イメージをしていた修学上の支援（合理的配慮）が提供されていないと感じたら、所属学部等事務室または障がい学生支援室までご相談ください！

何度相談しても解決されないときは…

## 障がい学生支援における紛争の防止・解決における体制

ここでいう「紛争」とは、障がい学生と大学との間で相互に要求と拒絶が行われているプロセスを指しています。本学では、面談（建設的対話）を通して、障がい学生及び大学側の相互理解に努めた上で、組織として適切な合理的配慮（修学上の支援）内容を決定し、その実施を行っています。その中で、障がい学生が適切な配慮（支援）を受けることができていないと感じた場合は、再度、調整を試みることも体制として整えています。その上で、紛争が生じてしまった際に、どのような対応をするかについて、次ページに記載します。

## 4 障がい学生支援における紛争の防止・解決における体制

### 1 配慮依頼文書に基づく支援内容に不服がある場合（支援内容を変更して欲しい、思っていた支援を受けられていない等）



支援申請の流れ(P.12)に沿って建設的対話を継続し、合理的配慮内容を修正・変更し、支援を継続します。

### 2 建設的対話を繰り返しているが、双方で合意を得ることができない場合 不当な差別的扱いを受けている場合



#### 【障がい学生支援室】

- ・状況把握
- ・面談日程調整

#### 【面談出席者】

- ・障がい学生支援推進委員会
- ・委員長または副委員長
- ・委員長が指名する委員1名
- ・障がい学生支援室

#### 【障がい学生支援推進委員会】

明治大学障がい学生支援に関する規程第10条第1項第2号「障がいのある学生からの合理的配慮の申出に関する事項」及び3号「障がいのある学生支援に関する問題の防止又は解決を図るための措置等に関する事項」

#### 【各学部教授会等】

または【委任された会議体等】

#### 【連名】

- ・学部長等
- ・障がい学生支援推進委員会委員長

### 3 不当な差別的扱いを受けている場合 キャンパス・ハラスメントを受けている場合



キャンパス・ハラスメント相談室

### 4 紛争解決に際して、学外の相談・調停窓口を利用する場合

(参考)

組織名称等	連絡先	備考（当該 HP 等）
文部科学省高等教育分野 高等教育局	03-5253-4111	—
法務省人権擁護局全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権 110 番）	0570-003-110	<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html</a>
法務省人権擁護局常設相談所	—	（電話番号一覧） <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00223.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00223.html</a>
東京都障害者権利擁護センター	03-5320-4223	<a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/sodan/syougaisyakenri.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/sodan/syougaisyakenri.html</a>
神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害福祉課	045-210-4703	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/div/1309/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/div/1309/index.html</a>

## 5 障がい学生支援における災害対策

障がい学生のための災害時対応ハンドブックはこちら  
<https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/document.html>



## 3 支援事例 ～こんな支援を受けました！～

ここでは、障がい学生支援を分かりやすくイメージしてもらうため、フィクションとして作成した事例を紹介します。修学上の支援（合理的配慮）がどのようなものか、イメージするときの参考として下さい。

〈注意事項〉

- ・“2 障がい学生支援の流れを紹介するその前に”（P.11）にも記載しましたが、同じ障がいや症状であっても、同じ修学上の支援（合理的配慮）となるわけではありません。
- ・事例で記載されている修学上の支援（合理的配慮）が必ず受けられるというものではありません。

### 1 視覚障がい

#### 文系学部1年生Aさん(盲)



##### 支援を受けて

音声読み上げソフトを使用して、自宅でも繰り返し聞いて復習ができるので、安心して授業や自習に取り組みました。

##### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

##### 症状・社会的障壁

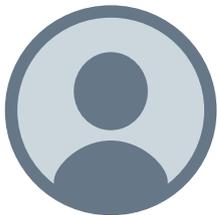
明暗はなんとなくわかりますが、それ以外はほとんど見えません。特に配布資料と教科書の内容を、音声で読み上げできるといいと思います。

##### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

配布資料や教科書・参考書のテキストデータを提供し、音声読み上げソフトを使って音声情報として取得できるようにする。

# 1 視覚障がい

## 文系学部3年生Bさん(弱視)



### 支援を受けて

ディスカッションでは、どの立場の誰が発言しているのかによって話の流れが大きく変わります。こうした支援を受けることで、積極的にディスカッションに参加することができました。ディスカッションはゼミのような少人数の授業の醍醐味なので、経験ができて本当によかったです。

### 支援を受けた科目

演習科目

### 症状・社会的障壁

所属しているゼミではグループディスカッションを行うことが多いのですが、そのような場面では、誰が喋っているのかがわからず、うまく参加することができません。

### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・どこに誰がいるのかを説明してから、ディスカッションを始める。
- ・発言者は、名乗ってから発言する。
- ・複数の人が同時に発言することを避け、1人ずつ発言する。

## 文系学部1年生Cさん(弱視)



### 支援を受けて

授業中に文字を読むことに時間がかからなくなったため、集中して授業を受けることができました。配布資料が電子データだと、自分のタブレット等で拡大して見ることができ、便利でした。多くの学生がいる中で、自分にだけ対応してもらえるのかという不安がありましたが、自分の症状を丁寧に確認して支援内容を決めてもらえたので、ありがたかったです。

### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

### 症状・社会的障壁

遠くの文字や小さな文字がぼやけてしまい、板書や配布資料の文字が見えにくいことがあります。そのため、板書をノートに写すことや、配布資料を読むことにはかなりの時間を要します。

### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・本人の希望する大きさに拡大した配布資料を提供する。
- ・配布資料や教科書・参考書を電子データで提供する。
- ・板書の写真撮影や、授業の録音を認める。

## 2 聴覚障がい

### 文系学部1年生Dさん（難聴）



#### 支援を受けて

授業を担当する先生に、音声を直接補聴器に送信できる専用のマイクを身につけてもらったことで、授業の内容が聞こえやすくなりました。また、課題レポートの内容等は、先生が Oh-o! Meiji を通じてお知らせしてくれるので、提出漏れがなくなりました。どのような支援が必要なのか、症状にあわせて話し合ってくださいった教職員の皆さんに、感謝しています。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

普段から補聴器を装着していますが、それだけでは十分ではなく、先生が話している内容が聞き取りにくい状況です。課題の内容や締切日などの大切な情報を聞き漏らしてしまうこともあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・音声を直接補聴器に送信できる専用マイクを教員に使用してもらう。
- ・重要事項は、板書や Oh-o! Meiji にて伝える。

### 理系学部1年生Eさん（難聴）



#### 支援を受けて

先生から、配慮内容をクラス全員にアナウンスしてもらいました。ディスカッション等の時に、クラスメイトが、私にははっきりと聞こえるように喋ってくれたので、聞き返すことや話の流れがわからなくなるのが少なくなりました。聞こえないことへの不安なく取り組めて、英会話の力が身に付きました。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

英会話は、複数の人とグループになり、1つのテーマについて話し合った上で全員の前で発表するワークが多い授業です。その時、同じグループの人や発表する人の声が途切れて聞こえることがあり、話の内容を理解できない時があります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・発言者の口元が見えるよう、マスクをとって発言する。
- ・発言者は、名乗ってからゆっくり、はっきりとした声で話す。
- ・発表では複数の人が同時に発言することを避け、1人ずつ発言する。

## 3 肢体不自由

3

支援事例「こんな支援を受けました！」

### 理系学部1年生Fさん（上肢機能障がい）



#### 支援を受けて

板書写しなどの書く作業を学生サポーターの方にサポートしてもらったことで、自分は授業に集中することができました。特に定期試験では、それぞれの授業の成績評価方法にあわせて様々な配慮を実施してもらい、安心して勉強に取り組むことができました。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

パソコンやタブレットの簡単な操作はできますが、筆記することが難しいため、板書を写したり、口頭での説明を書きとったりすることができません。試験についても、通常の筆記試験を受けることは難しい状況です。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・学生サポーターが授業に同席し、板書写しや重要事項の書き取り、配布資料への記入を行う。
- ・配布資料を電子データで提供し、ノートパソコン等で閲覧できるようにする。
- ・授業中のリアクションペーパーや定期試験について、Oh-o! Meijiのアンケート機能等により、ノートパソコン等を使用して解答できる形式にて試験を実施する。
- ・本質変更不可の点を鑑みた上で、可能な場合は、定期試験の代わりにレポート課題により成績評価を行う。

### 文系学部1年生Gさん（下肢機能障がい）



#### 支援を受けて

遅刻の配慮をしてもらえて落ち着いて行動することができ、良かったです。車いす用の机も、履修する授業の教室に設置してあるので安心しました。支援を受けて心の余裕ができ、大学生活の中で色々なことにチャレンジしてみようと思いました。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

足に麻痺があるため、普段車いすを使用していますが、学生がたくさんいるキャンパス内での移動には時間がかかります。また、エレベーターが混雑しているとなかなか乗れず、特に上層階の教室で行われる授業に間に合わないことがあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・授業開始時刻を過ぎてからの授業参加を認める。
- ・教職員用エレベーターの利用を認める。

## 4 病弱・虚弱

### 文系学部3年生Hさん（ネフローゼ症候群）



#### 支援を受けて

3年生になってから突然発症したため、学生生活を続けられるのかとても不安に思っていたのですが、大学担当者の方々との面談で自分の症状や体調の波を理解いただき、体調不良時の対応について一緒に考えてもらったことで、頑張って通学しようという気持ちになりました。今は少しずつ自分の体調と向き合えるようになってきたので、卒業を目指して頑張りたいと思います。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

疾患により一日を通じて体がだるい時や定期的な通院がある時に登校できない、もしくは遅刻することがあります。レポートなどの課題も締切日と体調不良が重なってしまうと、提出ができないことがあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・体調不良等により欠席した授業の配布資料を後日配布する。
- ・体調不良等により課題を提出できなかった場合は、提出期限を延長する。
- ・可能な範囲で、欠席した回の授業内容の理解を補うための質問を受け付ける。

### 文系学部1年生Hさん（気管支喘息）



#### 支援を受けて

自分の症状は、風邪などと間違われることも多く、他の学生と一緒に体育を受けるのは難しいと感じていましたが、先生方やクラスの人に理解してもらったことで、自分のペースで授業に参加できました。体を動かすことは好きなので、運動を諦めることにならず、よかったです。

#### 支援を受けた科目

体育

#### 症状・社会的障壁

運動をすると息苦しくなり、発作が起こります。少し休憩を取ればおさまりますが、長く走ることが難しい状況です。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・体育の種目について、本人の意向を確認しながら、必要に応じて別の種目に変更する。
- ・授業中、発作が起きた際の対応について事前に確認しておき、いつでも休憩がとれるようにする。

## 5 精神障がい

3

支援事例「こんな支援を受けました！」

### 文系学部2年生Jさん（社交不安症）



#### 支援を受けて

2年生になってから症状が悪化してきたため、支援申請をしました。必修科目である少人数の語学の授業や演習では、発表やディスカッションを行うことが多く、頑張っただけで参加したい気持ちはあるものの、初めは思うように参加できませんでした。支援申請をしてからは、発表ができなくても他の手段があるということがわかり、安心して授業に参加することができるようになりました。

#### 支援を受けた科目

演習科目

#### 症状・社会的障壁

特に人から注目されることに対して苦痛を感じ、息切れがしたり、声を出せなくなったりすることがあります。体調が良く問題がない時もありますが、特にゼミではその場で発表者を決めて発表を行うこともあり、そのことを考えるとストレスを感じ、症状が悪化することがあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・発表を行う授業回の場合は、本人に対し事前にその旨を伝える。
- ・授業中の発表ができなかった場合は、自宅で発表内容を録音・録画したものを提出させることで代替する。
- ・グループディスカッションでは、グループの人数を少なくするなどの調整を行う。

### 理系学部2年生Kさん（双極症（双極性障がい））



#### 支援を受けて

自分は、活動的な時は一見何も困っていないように見られてしまうのですが、そのような状況でも、支援内容を定める面談で、自分自身の体調にあわせた対応を色々提案してもらえたことが、安心材料となり、症状を落ち着かせることができたと思っています。また、1時限に登録されていた必修科目を3時限に変更したので、最も辛い時間帯の登校を避けることができ、支援を受け始めてからは登校できる日が徐々に増えました。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

気分や体調の波があり、活動的になれる日もあれば、家から出られなくなる日もあります。特に眠れなかった日の次の朝が一番辛いです。また、周囲からサボっているように見られてしまうのも辛く感じています。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・体調不良等により欠席した授業の配布資料を後日配布する。
- ・体調不良等により課題を提出できなかった場合は、提出期限を延長する。
- ・可能な範囲で、欠席した回の授業内容の理解を補うための質問を受け付ける。
- ・1時限目の授業を他の科目に履修変更する。

## 5 精神障がい

### 文系学部1年生Lさん（パニック症、広場恐怖症）



#### 支援を受けて

高校の時にも同様の配慮をしてもらっており、そのことを学部の窓口で相談したところ、支援を受けることになりました。授業や定期試験において心配していたことも、教職員の方々が丁寧に聞き取ってください、どのようにすれば授業や試験を受けることができるのかについて、納得のいくまで話し合って支援内容を決めることができたので、苦痛が軽減されました。

#### 支援を受けた科目

演習科目

#### 症状・社会的障壁

特定の場所で、突然強い不安を感じることがあります。特に教室内の出入口から遠い場所にいると苦痛になり、授業中に体調が悪くなることもあります。また、試験会場などの緊張する場所では、動悸や冷や汗、手足のしびれなどの症状が出ます。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・ 座席指定のある授業の場合、退室しやすい座席を指定する。
- ・ 授業中に体調が悪くなった際、休憩のための途中退室を認める。
- ・ 定期試験は、少人数での教室で受験できるようにする（別室受験、特別試験など）。

## 6 発達障がい

3

支援事例「こんな支援を受けました!」

### 理系学部3年生Mさん（自閉スペクトラム症）



#### 支援を受けて

以前から、授業内外で課題を作成することへの苦手さがありましたが、3年生になり卒業制作に取り掛かるにあたって、これまで以上に難しさが生じ、それによるストレスも感じていました。課題の作成手順をわかりやすく説明いただけたので、卒業に向けて順調に進めることができています。また、面談の中で自分の苦手なことについて説明し、支援内容を決めていく中で、自分の状況や困りごとを周囲の人に伝えサポートしてもらおうことの大切さを感じました。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

見通しを立てることが苦手で、課題を順序立てて完成させることに多くの時間を要します。そのため、提出期限に間に合わないことが多くあり、また、手順を誤って結果的に提出すべきものと異なるものを提出してしまうこともあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・課題等の作成手順を、視覚的に提示する。
- ・課題の提出ができなかった場合は、期限を延長する。

### 文系学部2年生Nさん（注意欠如・多動症）



#### 支援を受けて

大事なことを聞き漏らしてしまうことへの不安から、授業に集中できないことが多かったのですが、視覚的に授業内容や課題の情報を確認できるようになったことで、落ち着いて受講できるようになりました。元から Oh-o! Meiji に授業資料が掲載されている授業については、特に支援を受けずに単位取得できたので、そのような授業が増えたらいいなと思います。

#### 支援を受けた科目

講義科目

#### 症状・社会的障壁

口頭での指示や説明を頭で理解することや、ノートに書きとることが苦手です。課題や試験の情報といった、大切な内容を聞き間違えることがあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・授業内容に関する配布資料やスライド資料には、視覚的な情報を多く入れる。
- ・重要な事項は、板書や Oh-o! Meiji のお知らせ等により伝える。
- ・曖昧な表現は避け、具体的な表現で伝える。

## 6 発達障がい

### 文系学部1年生Oさん（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症）



#### 支援を受けて

1年生の必修の講義科目は、履修者の数がとても多く、他の授業よりも受講することに負担を感じていました。授業中にイヤフォンを着用するという事は、授業を聞く気がないと思われてしまいかねないので、支援の申請をして先生方に事情を知ってもらえたことで、安心してイヤフォンをつけて授業に参加することができました。

#### 支援を受けた科目

講義科目

#### 症状・社会的障壁

障がいに起因して聴覚過敏があり、授業中の他の学生の私語や環境音などが気になってしまい、授業に集中できません。時には不快感によって授業に参加し続けることが難しくなる時もあります。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・ノイズキャンセリングイヤフォンの使用を認める。
- ・体調不良になった際、机に伏せることや途中離席を認める。

### 理系学部1年生Pさん（限局性学習症）



#### 支援を受けて

大学の方が、様々な支援方法によって筆記をしなくてよい環境を整えてくれたことに感謝しています。文字を書かなければならないというプレッシャーを感じることなく、学びたいことをどんどん学んでいます。

#### 支援を受けた科目

講義科目、演習科目

#### 症状・社会的障壁

文字や文章を書くことに苦手さがあり、正しい形で筆記することに多くの時間を要します。自分の氏名を書くだけでも時間がかかるので、定期試験では通常の時間内で問題に取り組むことが難しい状況です。

#### 合理的配慮 (修学上の支援) 内容

- ・授業内容に関する配布資料やスライド資料には、視覚的な情報を多く入れる。
- ・ノートの代わりに、ノートパソコンやタブレット等でメモをとることを認める。
- ・授業中に提出するリアクションペーパーの代わりに、Oh-o! Meijiのアンケート機能等を通じてその内容を提出できるようにする。
- ・定期試験については、本質変更不可の点をふまえた上で、レポート課題への代替や、ノートパソコンやタブレット等で解答できるようにする等の対応を行う。

# Memo



第1版 2025年3月発行  
発行 明治大学 障がい学生支援推進委員会  
事務局 障がい学生支援室  
〒101-8301  
東京都千代田区神田駿河台1-1  
電話 03-3296-4131